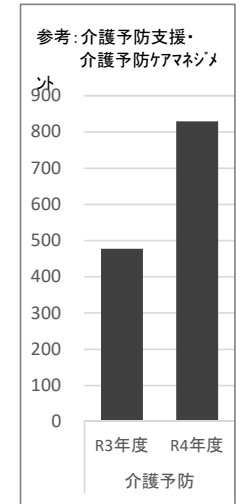
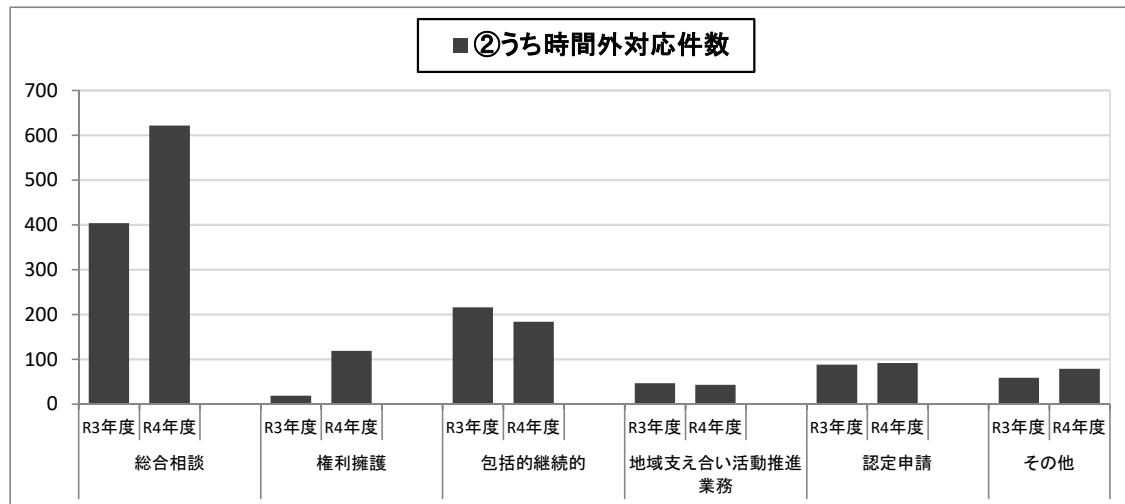
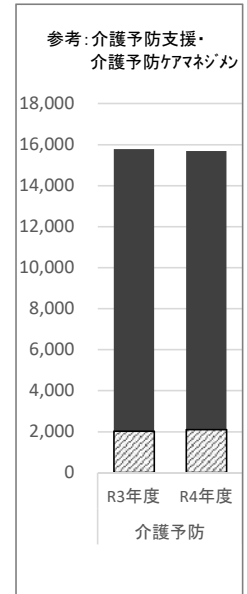
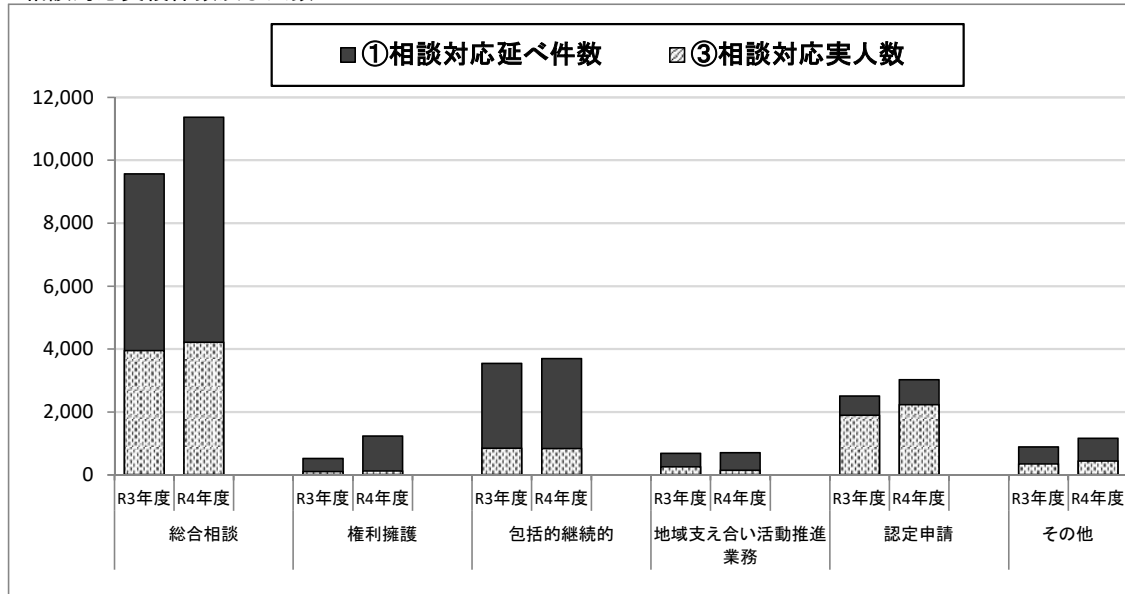


令和4年度 実績報告書(中央区)

令和5年6月30日現在

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	4,845	735	1,104	434	222	9	10,331	54	63	674	13	1,543	1,055	242	748	747	22,819
うち時間外対応	234	32	69	27	6	0	497	1	5	71	0	56	45	6	23	57	1,129
来所	1,183	102	166	41	85	11	329	8	6	44	4	192	77	28	815	128	3,219
うち時間外対応	87	14	13	6	4	0	37	0	0	2	0	8	4	1	41	14	231
訪問	1,022	74	247	490	100	44	4,061	28	6	189	7	221	319	194	1,334	160	8,496
うち時間外対応	33	4	16	26	5	0	217	0	1	32	0	6	21	2	23	6	392
その他	257	33	76	61	20	1	958	4	8	125	2	118	171	241	132	134	2,341
うち時間外対応	29	5	8	4	0	0	78	0	0	7	0	8	36	34	5	2	216
①相談対応延べ件数	7,307	944	1,593	1,026	427	65	15,679	94	83	1,032	26	2,074	1,622	705	3,029	1,169	36,875
前年度比	17%	33%	50%	4%	-12%	12%	-1%	15%	655%	146%	63%	3%	6%	3%	21%	31%	10%
1圏域あたり(件)	1,044	135	228	147	61	9	2,240	13	12	147	4	296	232	101	433	167	5,268
②うち時間外対応件数	383	55	106	63	15	0	829	1	6	112	0	78	106	43	92	79	1,968
前年度比	56%	34%	130%	21%	-17%	-100%	74%	0%	-	522%	-	-23%	-8%	-9%	5%	34%	50%
1圏域あたり(件)	55	8	15	9	2	0	118	0	1	16	0	11	15	6	13	11	281
③相談対応実人数	2,699	390	464	374	229	57	2,105	41	5	68	17	699	139	152	2,232	440	-
前年度比	7%	15%	10%	-3%	-4%	33%	4%	17%	150%	19%	31%	-7%	31%	-42%	17%	23%	-
1圏域あたり(人)	386	56	66	53	33	8	301	6	1	10	2	100	20	22	319	63	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	2	0	0	0	3
実人数	1	2	0	0	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和4年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	13,771 件	49.7%	1,967.3 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	17 件	30.8%	2.4 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	16,151	2,085

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和4年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	13 件	30.0%	1.9 件
	参加人数	322 人	64.3%	46.0 人
	(内訳)協議体開催数	6 件	20.0%	0.9 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	92 件	73.6%	13.1 件
	参加人数	201 人	47.8%	28.7 人
自センター主催の会議等	開催数	50 件	47.1%	7.1 件
	参加人数	678 人	79.8%	96.9 人
小地域支え合い連絡会	開催数	72 件	1.4%	10.3 件
	参加人数	729 人	-2.5%	104.1 人
行政等主催の会議等	開催数	497 件	26.5%	71.0 件
	参加職員数	547 人	23.8%	78.1 人
地域主催の会議等	開催数	477 件	94.7%	68.1 件
	参加職員数	619 人	16.1%	88.4 人
ケアマネ等研修会	開催数	17 件	-19.0%	2.4 件
	参加人数	129 人	-18.9%	18.4 人
介護リフレッシュ教室	開催数	32 件	14.3%	4.6 件
	参加人数	288 人	26.9%	41.1 人
運営推進会議	開催数	14 件	0.0%	2.0 件
	参加職員数	16 人	-33.3%	2.3 人
研修	回数	121 件	-10.4%	17.3 件
	受講職員数	141 人	-16.6%	20.1 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	91 件	-30.5%	13.0 件
	参加職員数	103 人	-42.5%	14.7 人
他機関との連絡調整	件数	8,716 件	13.7%	1245.1 件

月別実績報告書 その1

センター番号:	03
センター名:	中央区

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	4,845	735	1,104	434	222	9	10,331	54	63	674	13	1,543	1,055	242	748	747	22,819
うち時間外対応	234	32	69	27	6	0	497	1	5	71	0	56	45	6	23	57	1,129
来所	1,183	102	166	41	85	11	329	8	6	44	4	192	77	28	815	128	3,219
うち時間外対応	87	14	13	6	4	0	37	0	0	2	0	8	4	1	41	14	231
訪問	1,022	74	247	490	100	44	4,061	28	6	189	7	221	319	194	1,334	160	8,496
うち時間外対応	33	4	16	26	5	0	217	0	1	32	0	6	21	2	23	6	392
その他	257	33	76	61	20	1	958	4	8	125	2	118	171	241	132	134	2,341
うち時間外対応	29	5	8	4	0	0	78	0	0	7	0	8	36	34	5	2	216
合計	7,307	944	1,593	1,026	427	65	15,679	94	83	1,032	26	2,074	1,622	705	3,029	1,169	36,875
うち時間外対応	383	55	106	63	15	0	829	1	6	112	0	78	106	43	92	79	1,968
実人数	4,654	562	852	685	334	57	11,063	60	8	238	17	1,205	500	437	2,359	814	23,845
うち新規人数	2,699	390	464	374	229	57	2,105	41	5	68	17	699	139	152	2,232	440	10,111

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	2	0	0	0	3
実人数	1	2	0	0	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	1,263	対象人数	13,771
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1,034	対象人数	9,581
緊急対応件数(事故対応等)	件数	17		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	
						新規数	継続数
	従来型	576	21	555	199	14	9
	簡易型	130	1	129	50	7	0
	セルフ型(要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	1,427	33	1,394	584	49	18
モニタリング	回数	16,151	サービス担当者会議		回数	2,085	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	13	参加人数	322
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	6		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	92	参加人数	201
自センター主催の会議等	会議数	50	参加人数	678
小地域支え合い連絡会	開催数	72	参加人数	729
行政等主催の会議等	会議数	497	参加職員数	547
地域主催の会議等	会議数	477	参加職員数	619
ケアマネ等研修会	開催数	17	参加人数	129
介護リフレッシュ教室	開催数	32	参加人数	288
運営推進会議	開催数	14	参加職員数	16
研修	回数	121	受講職員数	141
住民主体活動の後方支援	参加回数	91	参加職員数	103
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	8,716		
(内数)ケース検討会	開催数	106		

月別実績報告書 その1

センター番号:	19
センター名:	新神戸 あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	156	5	18	2	5	0	1,362	15	0	50	2	72	37	2	2	23	1,751
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
来所	55	7	10	0	5	0	22	1	0	3	0	6	6	0	111	5	231
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	135	17	20	29	17	9	568	5	0	21	2	48	17	54	344	18	1,304
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	6
その他	1	2	0	0	0	0	12	0	0	2	1	1	0	0	4	2	25
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	347	31	48	31	27	9	1,964	21	0	76	5	127	60	56	461	48	3,311
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	7	0	0	3	0	0	0	0	2	0	14
実人数	306	29	42	30	26	9	1,651	9	0	30	4	104	37	56	461	41	2,835
うち新規人数	182	16	29	23	24	9	428	6	0	8	4	43	9	21	434	28	1,264

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	65	対象人数	1,637
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	14	対象人数	246
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	
						新規数	継続数
	従来型	143	1	142	32	0	1
	簡易型	14	0	14	4	0	0
	セルフ型(要介護者含む)	0	0	0			
予防給付	介護予防支援	167	2	165	70	0	2
モニタリング	回数	2,553	サービス担当者会議		回数		311

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	41
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	7
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	23
小地域支え合い連絡会	開催数	5	参加人数	70
行政等主催の会議等	会議数	90	参加職員数	100
地域主催の会議等	会議数	50	参加職員数	60
ケアマネ等研修会	開催数	0	参加人数	0
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	37
運営推進会議	開催数	6	参加職員数	6
研修	回数	13	受講職員数	13
住民主体活動の後方支援	参加回数	19	参加職員数	24
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	552		
(内数)ケース検討会	開催数	15		

月別実績報告書 その1

センター番号:	20
センター名:	春日野あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,548	363	339	60	107	4	1,397	11	63	288	1	464	127	79	283	224	5,358
うち時間外対応	88	23	23	3	4	0	61	0	5	47	0	12	4	2	8	3	283
来所	432	41	88	2	48	7	144	3	6	19	1	102	19	5	250	53	1,220
うち時間外対応	40	12	8	1	4	0	12	0	0	2	0	4	3	0	15	3	104
訪問	176	14	53	88	40	10	328	4	6	42	0	47	39	2	244	30	1,123
うち時間外対応	9	2	5	4	2	0	11	0	1	6	0	0	1	0	1	0	42
その他	63	10	25	3	5	0	26	2	8	33	0	36	8	21	19	12	271
うち時間外対応	5	1	2	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2	1	0	0	14
合計	2,219	428	505	153	200	21	1,895	20	83	382	2	649	193	107	796	319	7,972
うち時間外対応	142	38	38	8	10	0	85	0	6	56	0	17	10	3	24	6	443
実人数	1,334	270	305	98	152	18	952	14	8	52	2	485	48	83	524	266	4,611
うち新規人数	992	217	218	62	116	18	457	11	5	25	2	349	25	41	502	174	3,214

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	94	対象人数	1,554
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	72	対象人数	1,267
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	107	8	99	40	0	5
簡易型	14	0	14	4	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	293	10	283	112	0	6
モニタリング	回数	3,477	サービス担当者会議		回数		466

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	33
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	12	参加人数	43
自センター主催の会議等	会議数	10	参加人数	102
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	125
行政等主催の会議等	会議数	61	参加職員数	61
地域主催の会議等	会議数	56	参加職員数	70
ケアマネ等研修会	開催数	5	参加人数	24
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	37
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	25	受講職員数	28
住民主体活動の後方支援	参加回数	3	参加職員数	4
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,103		
(内数)ケース検討会	開催数	32		

月別実績報告書 その1

センター番号:	21
センター名:	脇の浜あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	484	2	194	82	12	0	1,129	0	0	31	0	446	104	3	0	43	2,530
うち時間外対応	29	0	21	7	0	0	10	0	0	0	0	34	5	0	0	9	115
来所	132	2	15	7	6	0	25	0	0	2	0	45	4	0	24	12	274
うち時間外対応	12	0	3	0	0	0	6	0	0	0	0	3	0	0	3	4	31
訪問	211	1	33	51	4	0	342	2	0	21	0	60	41	5	135	7	913
うち時間外対応	3	0	4	4	0	0	3	0	0	0	0	5	2	0	0	0	21
その他	12	0	6	18	2	0	11	0	0	12	0	17	8	31	0	3	120
うち時間外対応	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5
合計	839	5	248	155	24	0	1,507	2	0	66	0	565	157	39	159	65	3,837
うち時間外対応	46	0	29	11	0	0	20	0	0	0	0	42	8	0	3	13	172
実人数	555	4	68	77	20	0	985	2	0	14	0	149	41	28	159	28	2,130
うち新規人数	218	4	26	33	7	0	142	2	0	2	0	48	7	7	154	15	665

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	55	対象人数	1,683
	(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	34	対象人数
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	34	1	33	6	2	0
簡易型	5	0	5	1	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	142	2	140	39	8	1
モニタリング	回数	1,962	サービス担当者会議		回数	209	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	57
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	4
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	35
小地域支え合い連絡会	開催数	17	参加人数	162
行政等主催の会議等	会議数	62	参加職員数	66
地域主催の会議等	会議数	3	参加職員数	9
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	50
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	14
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	12	受講職員数	12
住民主体活動の後方支援	参加回数	1	参加職員数	1
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,574		
(内数)ケース検討会	開催数	1		

月別実績報告書 その1

センター番号:	22
センター名:	三宮あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	860	160	188	129	46	2	1,463	3	0	68	1	235	236	60	370	181	4,002
うち時間外対応	38	9	8	11	1	0	66	0	0	9	0	8	21	0	15	25	211
来所	156	24	11	1	8	0	51	0	0	1	0	9	16	6	162	21	466
うち時間外対応	2	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	10	1	19
訪問	81	5	9	26	3	1	241	0	0	5	0	10	29	4	108	16	538
うち時間外対応	3	2	0	0	1	0	26	0	0	0	0	0	1	0	4	0	37
その他	135	16	31	17	7	1	681	1	0	34	0	53	68	149	67	72	1,332
うち時間外対応	15	3	3	4	0	0	44	0	0	0	0	7	11	27	4	0	118
合計	1,232	205	239	173	64	4	2,436	4	0	108	1	307	349	219	707	290	6,338
うち時間外対応	58	14	11	15	2	0	142	0	0	9	0	15	33	27	33	26	385
実人数	701	114	144	93	44	2	1,472	3	0	40	1	188	86	38	351	176	3,453
うち新規人数	306	56	73	69	24	2	308	3	0	11	1	88	33	12	343	68	1,397

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	0	1
実人数	0	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	79	対象人数	1,122
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	71	対象人数	989
緊急対応件数(事故対応等)	件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	84	3	81	56	9	3
簡易型	40	1	39	22	6	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	198	4	194	144	30	4
モニタリング	回数	1,042	サービス担当者会議		回数	129	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	40
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	6
自センター主催の会議等	会議数	1	参加人数	17
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	98
行政等主催の会議等	会議数	65	参加職員数	72
地域主催の会議等	会議数	103	参加職員数	140
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	12
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	54
運営推進会議	開催数	6	参加職員数	8
研修	回数	14	受講職員数	14
住民主体活動の後方支援	参加回数	17	参加職員数	20
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	904		
(内数)ケース検討会	開催数	19		

月別実績報告書 その1

センター番号:	23
センター名:	元町山手あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	474	11	91	47	18	0	3,819	7	0	170	2	34	243	40	27	173	5,156
うち時間外対応	44	0	11	6	1	0	342	1	0	15	0	1	11	1	0	16	449
来所	85	1	6	5	3	0	30	1	0	11	0	3	19	2	56	15	237
うち時間外対応	16	0	2	4	0	0	9	0	0	0	0	1	1	1	10	3	47
訪問	96	0	56	93	7	8	2,089	7	0	97	4	7	143	3	229	80	2,919
うち時間外対応	10	0	7	13	2	0	174	0	0	24	0	1	16	0	15	6	268
その他	16	0	8	17	2	0	169	1	0	41	0	4	22	32	17	36	365
うち時間外対応	7	0	2	0	0	0	16	0	0	5	0	0	4	5	1	2	42
合計	671	12	161	162	30	8	6,107	16	0	319	6	48	427	77	329	304	8,677
うち時間外対応	77	0	22	23	3	0	541	1	0	44	0	3	32	7	26	27	806
実人数	577	11	114	104	29	8	5,123	12	0	88	2	32	204	63	324	194	6,885
うち新規人数	304	6	11	36	10	8	375	2	0	15	2	10	31	6	291	77	1,184

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	104	対象人数	2,521
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	69	対象人数	1,599
緊急対応件数(事故対応等)	件数	8		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	103	4	99	34	0	0
簡易型	18	0	18	6	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	243	6	237	87	0	2
モニタリング	回数	2,934	サービス担当者会議		回数		424

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	27
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	20
自センター主催の会議等	会議数	29	参加人数	372
小地域支え合い連絡会	開催数	8	参加人数	77
行政等主催の会議等	会議数	92	参加職員数	117
地域主催の会議等	会議数	85	参加職員数	150
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	14
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	59
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	15	受講職員数	16
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	2,024		
(内数)ケース検討会	開催数	23		

月別実績報告書 その1

センター番号:	24
センター名:	ハーバーランドあんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	590	66	81	43	11	0	518	6	0	1	5	33	15	13	4	62	1,448
うち時間外対応	21	0	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	2	32
来所	108	13	19	10	5	1	27	2	0	0	0	3	0	9	75	11	283
うち時間外対応	5	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10
訪問	117	10	22	53	12	5	175	2	0	0	1	4	5	29	130	8	573
うち時間外対応	6	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11
その他	16	0	5	1	4	0	4	0	0	1	1	7	2	3	15	7	66
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	831	89	127	107	32	6	724	10	0	2	7	47	22	54	224	88	2,370
うち時間外対応	32	0	2	3	0	0	10	0	0	0	0	0	0	1	1	4	53
実人数	556	51	72	91	24	6	438	8	0	2	6	43	10	42	224	70	1,643
うち新規人数	304	35	45	55	20	6	162	8	0	2	6	27	6	26	210	43	955

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	0	1
実人数	0	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	84	対象人数	1,922
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	41	対象人数	1,021
緊急対応件数(事故対応等)	件数	4		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	64	2	62	18	0	0
簡易型	9	0	9	5	0	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	157	5	152	49	0	0
モニタリング	回数	1,942	サービス担当者会議		回数		270

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	77
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	52	参加人数	76
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	53
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	67
行政等主催の会議等	会議数	66	参加職員数	68
地域主催の会議等	会議数	98	参加職員数	106
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	8
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	34
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0
研修	回数	26	受講職員数	36
住民主体活動の後方支援	参加回数	30	参加職員数	31
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	851		
(内数)ケース検討会	開催数	0		

月別実績報告書 その1

センター番号:	25
センター名:	港島あんしんすこやかセンター

令和4年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	733	128	193	71	23	3	643	12	0	66	2	259	293	45	62	41	2,574
うち時間外対応	13	0	4	0	0	0	6	0	0	0	0	1	4	2	0	2	32
来所	215	14	17	16	10	3	30	1	0	8	3	24	13	6	137	11	508
うち時間外対応	12	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	1	20
訪問	206	27	54	150	17	11	318	8	0	3	0	45	45	97	144	1	1,126
うち時間外対応	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	7
その他	14	5	1	5	0	0	55	0	0	2	0	0	63	5	10	2	162
うち時間外対応	0	1	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	18	1	0	0	36
合計	1,168	174	265	242	50	17	1,046	21	0	79	5	328	414	153	353	55	4,370
うち時間外対応	26	3	4	3	0	0	24	0	0	0	0	1	23	5	3	3	95
実人数	625	83	107	192	39	14	442	12	0	12	2	204	74	127	316	39	2,288
うち新規人数	393	56	62	96	28	14	233	9	0	5	2	134	28	39	298	35	1,432

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	782	対象人数	3,332
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	733	対象人数	3,212
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

総合事業のサービスのみのみ	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
	従来型	41	2	39	13	3	0
簡易型	30	0	30	8	1	0	
セルフ型(要介護者含む)	0	0	0				
予防給付	介護予防支援	227	4	223	83	11	3
モニタリング	回数	2,241	サービス担当者会議		回数	276	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	47
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	17	参加人数	45
自センター主催の会議等	会議数	2	参加人数	76
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	130
行政等主催の会議等	会議数	61	参加職員数	63
地域主催の会議等	会議数	82	参加職員数	84
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	21
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	53
運営推進会議	開催数	2	参加職員数	2
研修	回数	16	受講職員数	22
住民主体活動の後方支援	参加回数	21	参加職員数	23
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	708		
(内数)ケース検討会	開催数	16		

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：19

あんしんすこやかセンター名：新神戸あんしんすこやかセンター

運営管理者名：太田直樹

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・運営時間は原則として月曜日から土曜日の午前9時～午後6時とし、祝日も運営し、利用者やその家族からの相談対応および各サービス提供事業所からの連絡対応をおこなう。

日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）の休日等センターの運営時間外やセンター職員不在時の対応は、併設の特別養護老人ホームおよび居宅支援事業所設置の総合窓口でおこない、緊急連絡が必要な場合は、センターの携帯電話にて対応している。運営管理者が携帯電話を常時携帯している。

2. 職員の配置について

- ・主任介護支援専門員 1名
- ・保健師（看護師） 2名
- ・社会福祉士 1名
- ・地域支え合い推進員 2名
- ・その他の職員（プランナー） 3名
- ・事務補助職員（法人兼務） 1名

法人加配のセンター職員を増員し、地域支援および認知症を含む精神疾患や権利擁護等の相談対応に力を入れる。

3. 総合相談支援業務について

- ・日曜日と年末年始（12月29日～1月3日）以外は、祝日も午前9時～午後6時まで相談支援業務をおこなう。

・相談対応は、電話や来所の他、場合によっては実態把握を兼ねて相談者宅を訪問し、地域のつどいの場などで相談窓口であることを周知する。相談者やその家族に対して介護情報を提供し、介護認定申請の代行手続き、および地域のインフォーマルサービスなどにつなげる。

圏域内の病院、薬局、金融機関、理美容店、コンビニやその他小売店、不動産店、新聞販売店などに介護情報、防犯情報などの印刷物を継続して持参し、あんしんすこやかセンターの周知に努め、地域に根ざし、信頼された相談のしやすいセンターを目指す。増加する認知症を含む精神疾患の相談対応にも力を入れる。

具体的には、

- ①地域の高齢者が住み慣れた場所で安心して生活を続けていくために、生活や介護の悩みを個人で抱え込むことの無いように、相談しやすいセンターにする。
- ②相談や実態把握を通して、地域の高齢者の生活状況や生活の困り事を把握する。

③地域の高齢者の悩みに迅速に対応し、適切なサービスや機関につなげることができる様に、近隣の支援者、医療関係者、介護サービス事業者などの関係機関とのネットワークの構築、関係づくりを継続していく。そのために地域の関係事業所への訪問と地域ケア会議の開催を通じて、地域の課題を把握し、共有し、その解決方法を一緒に考える機会を持つ。

4. 権利擁護業務について

- ・地域の高齢者が安心して生活ができるよう、迅速に支援が必要な場合にも対応できるように、行政をはじめとする関係機関と連絡・連携をとり、支援体制をつくる。
- ・権利擁護支援が必要なケースを早期に発見することが出来るように情報収集をする。
- ・小地域連絡会や給食会・喫茶会などの集いの場や地域福祉センターなど高齢者が集まる場所で、虐待防止や特殊詐欺に関する情報提供や啓発活動を継続しておこなう。
- ・虐待防止研修を受講し、虐待防止に関するセンター職員の理解を深める。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内の居宅支援事業所の介護支援専門員等からの個別の相談対応以外に、中央区ケアマネジャー連絡会での情報提供や勉強会などの支援をおこなう。
- ・ケアマネジャー、サービス事業者が困難事例などの相談を受けた際に、協力して一緒に対応ができる体制・関係を維持し、必要な場合は、地域ケア会議での地域課題として取り上げ、解決方法を話し合い、高齢者が住み慣れた場所で生活するための包括的ケアマネジメントおよびネットワークの構築ができるように働きかける。そのため地域情報や最新の介護情報およびサービス提供事業所情報等を提供し共有を図る。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・民生委員、地域住民、医療機関、介護事業所等と連携をとり、介護予防が必要な高齢者の把握に努める。高齢者が、目標をもって介護予防・認知症予防・フレイル予防に取り組み、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、給食会や喫茶会、高齢者のつどえる場所等の地域資源の利用を自立支援型の介護サービスや計画の提供と作成ができるよう、居宅支援事業所のケアマネジャーや各事業所相談員・サービス提供責任者等にも情報を提供し、連携して介護予防マネジメントを行う。介護保険サービスで賄えない部分は、地域サービス等の導入なども踏まえた情報提供とケアプラン作成時のアセスメントをおこない、自立支援型のケアプラン作成をする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・民生委員・児童委員協議会、友愛訪問ボランティアや自治会、ふれあいのまちづくり協議会等の他、高齢者見守り事業協力事業所等の関係機関と連携・連絡をとりながら、高齢者の見守り活動を継続する。認知症サポーター店の他、地域の金融機関、薬局、不動産事業所等を始めとする各種事業所や集合住宅管理人室等、高齢者が関係する場所に介護情報等を提供し、地域で高齢者を支えるネットワークの一端を担って頂くように働きかけを継続する。
- ・地域住民に対して、介護予防やフレイル予防の啓発をして、地域が一体となってこれらの予防活動に取り組む自主活動が生まれるように働きかける。地域の様々な関係機関、NPO、各種活動グループ等に働きかけ、新たな担い手を見つけ、育てることの支援・推進活動に取り組み、地域住民が主体のつどいの場を立ち上げることを支援する。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症サポーターのいる店舗・事業所との連携を進め、協力店を増やして安心して暮らせる街づくりを支援する。認知症サポーター店へは、月1回は訪問し、顔の見える関係作りに努める。
- ・認知症や地域ケアに関する情報提供や研修会開催などで、広報・啓発をする。また、介護リフレッシュ教室を開催し、家族間のネットワークができるように支援するほか、圏域内の各種事業所等に開催場所を借りて実施することで、新たなネットワークが構築できるように繋げていく。
- ・認知症理解や予防に関する情報提供を行う機会と共に、地域ケア会議で認知症を理解し、認知症ケアの方策を考える機会をつくる。
- ・認知症に関する相談に対応するために、精神保健福祉士資格を持つ職員の配置や、センター職員全員が認知症相談対応とチームでの対応ができるようにする。
- ・認知症に関する相談内容で、必要な場合は「神戸モデル」の利用案内を勧める。
- ・圏域内で認知症の方への声掛け訓練が継続実施できるよう、働きかける。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・毎月開催される各地区の民児協定例会にはセンター職員が出席参加するほか、給食会、地域の諸行事などに参加、小地域見守り連絡会や地域ケア会議等を開催する等、民生委員をはじめとして、友愛訪問ボランティア、ふれあいのまちづくり協議会や婦人会、老人会、自治会等、地域の高齢者を支える関係者とのネットワーク構築を図る。地域住民との顔の見えるつながりづくりを継続し、すすめていく。
- ・民生委員や友愛訪問ボランティアからの高齢者に関する連絡には迅速に対応し、実態把握や安否確認のための訪問等をおこなう。

10. 医療機関との連携について

- ・圏域内の医療機関、地域医療連携室、薬局を定期的（月1回）に訪問し、介護情報や地域情報等を提供し、地域ケア会議開催時は出席依頼ができる関係づくりを継続する。
- ・医療・介護の多職種連携の研修会・勉強会に出席参加する。
- ・医師や薬剤師とケアマネジャー、サービス事業者間のネットワークを構築する連絡会や医療に関する勉強会などの機会を持つことができるよう働きかける。

11. その他関係機関との連携について

- ・各地区民児協定例会や給食会、地域の諸行事などに参加、小地域見守り連絡会や地域ケア会議等を開催する等、民生委員をはじめとして、友愛訪問ボランティア、ふれあいのまちづくり協議会や婦人会、老人会、自治会等、地域の高齢者を支える関係者とのネットワーク構築を図る。地域住民との顔の見えるつながりづくりを継続し、すすめていく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・常に公正中立な立場を保ち、相談対応に当たる。必要な場合は専門の相談機関や窓口を紹介する。また、そのための各種相談機関・窓口の情報収集をする。
- ・利用者自身が自分の生活を選択・決定できるように、各関係機関やサービスを紹介する。そのため、事業所や関係機関、地域資源などに関する情報収集をする。

・相談内容、特に困難事例などについて、毎朝のセンター職員のミーティング時に情報の共有や意見交換などを行い、公正かつ中立な相談業務が遂行できるように取り組む。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：20

あんしんすこやかセンター名：春日野あんしんすこやかセンター

運営管理者名：橋本 弘子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・日曜・年末年始（12月30日～1月3日）を除き、4職種が交代で当番を決め、専門職として電話や来所者の相談対応ができる体制をとり、必要に応じて訪問し相談の対応を行う。
- ・24時間体制については、職員の就労時間外である夜間（17：30～9：00）及び日曜日・年末年始（終日）は夜間専用の携帯電話を職員が交代で持って電話対応を行い、必要に応じて運営管理者・担当職員へ連絡する体制を取る。

2. 職員の配置について

- ・4職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支えあい推進員）が常時配置されており、お互いが適切に連携しあうことで色々な視点・豊富な知識で対応できる体制を整えている。
- ・介護予防ケアマネジメントでは上記の4職種が兼務を行うほか、介護予防プランナー2名を配置している。
- ・シルバーハウジングではLSAを1名配置し、見守りを兼ねた相談対応に努めている。

3. 総合相談支援業務について

- ・センター職員が常に住民からの相談に対応ができるよう朝礼でその日の業務内容をお互い明確にし、センター職員が業務中不在とならないよう連携・調整を図る。
 - ・相談対応時は専門用語を使わないようにし、相手の反応を見ながら理解できる言葉を選んでゆっくりと説明をするようにし、理解の確認を心がける。
 - ・相談内容については朝礼にて情報共有をおこない、緊急性の判断や対応方法についての的確な対応が出来るようにする。
- 総合相談の内容を統計化することで、地域・年齢・疾患、相談内容別にデータの視覚化を図る。そこから見えてくる地域課題を把握することで予防的啓発活動を行う体制を整える。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者虐待通報相談があった際は、4職種で情報共有を行い、「神戸市高齢者虐待対応の手引き」に沿って、適切に対応を行っていく。また、関係機関とも連携を行いながら、高齢者虐待解消に向けて、対応を行っていく。
- ・認知症進行などで、不適切な介護状態が継続し、高齢者虐待となることが多い。高齢者虐待に至るまでの早い段階で発見、対応や支援ができるよう民生委員や地域住民、医療関係者、介護事業所など幅広く地域に関係する方に対して、認知症の理解を広め、相談先であるセンター周

知を行い、高齢者虐待予防啓発を行っていく。

- ・高齢者虐待終結後のふり返しを行うことにより、センター職員の対応を客観的、冷静に見直すことができる。そのことにより、センター職員の対応力向上につながる為、高齢者虐待事例終了後のふり返し事例検討会議や、施設内研修を実施していく。
- ・認知症状が進行し、金銭管理ができなくなった時に成年後見手続きが必要となる身寄りがない独居高齢者や老々世帯が多い。その為、高齢者本人や地域住民にも幅広く成年後見制度について知ってもらえるよう啓発を行っていく。また、相談があった場合は、成年後見制度の必要性の確認・説明を行い、申立の専門機関へつなぐ支援を行う。
- ・高齢者宅に、消費者被害が疑われる不審な電話や訪問が多い。センターに相談があった事例や警察、神戸市、中央区役所からの消費者被害事例などを高齢者や地域住民、介護事業所に対して早期に注意喚起を行い、被害防止に努める。また、被害にあった方には、家族や警察へ相談、業者との連絡支援、消費者センターへ連絡、クーリングオフの方法などの支援を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内の要支援認定を受けたサービス利用者に対して介護予防の視点でケアプランが作成できるように委託居宅事業所と連携を図り、アドバイスや社会資源等の情報提供を行う。
- ・委託居宅事業所や圏域内の居宅支援事業所からの困難ケースや支援方法の相談に適切な支援が出来るように、研修等に参加しセンター職員のスキル向上に努める。
- ・介護支援専門員が抱える困難ケースの相談を単なる個別ケースとせず、地域課題として積み重ねる。必要に応じて地域ケア会議を開催し、地域・医療・介護で課題解決を図り、質の高いケアマネジメントを目指す。
- ・圏域ケアマネ連絡会を開催し、圏域内の介護支援専門員同士がお互いに連携・相談ができる関係を構築して、タイムリーな情報共有により介護支援専門員の資質の向上を図る。また、インフォーマルサービスをケアプランに位置付けできるように圏域内の社会資源の資料を提供する。
- ・年度初めに圏域居宅介護支援事業所に対してセンター主催の地域ケア会議・ケアマネ連絡会・介護リフレッシュ教室などの開催計画を示し、地域や多職種との顔つなぎの場に参加ができる体制を整えるとともに地域課題の解決のため協働していくことを目指す。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・医療機関や他機関などの専門職種と連携し、地域の高齢者・支援者がいる給食会や集いの場で介護予防・フレイル啓発を行う。
- ・各地区の給食会や集いの場での高齢者の身体・精神状況の様子を確認し、フレイル啓発・自己チェックリストをもとに介護予防・フレイルが必要な方の把握に努める。高齢者の生活や健康の不安軽減を図れるよう、随時状況に応じた啓発内容を計画し情報提供に努める。
- ・必要時、自主グループ・地域拠点型一般介護予防事業・KOBE シニアポイント・フレイル予防事業・フレイル改善通所サービスなどを提案し、地域やサービスに繋いでゆく。
- ・給食会に参加している独居高齢者に対し食生活についてアンケート調査を行う。アンケートをもとに栄養状況の把握と効果的な介護予防の啓発を行う。
- ・ご本人やその家族に対し、地域拠点型一般介護予防事業、健康教室や介護リフレッシュ教室の紹介を行い、地域住民間での繋がり・役割が持てるよう支援する。
- ・日頃から地域住民や医療機関・行政・その他関係機関と連携し、情報提供があった時には速やかに実態把握を行う。必要なサービスの提供や対応を行い介護予防に繋がるように支援して

いく。

- ・要支援者に対する介護予防ケアマネジメントに関しては、当圏域内の給付管理数も多く、4職種と介護予防ケアマネジャー2名を加配し、相談依頼に対して速やかに対応出来る体制を確保する。居宅介護支援事業所と連携し、適宜委託担当の依頼を行っていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・昨年度不定期開催から今年度定期開催となる集いの場について、地域の支援者が継続して定期運営できるよう引き続き後方支援を行っていく。
- ・定期的に給食会や喫茶等の地域行事に参加し、地域関係者との関係づくりや地域の現状把握を行う。また、高齢者の必要としている情報提供や広報啓発活動を行う。
- ・土日開催の集いの場や給食会等は参加する機会が少ないため、年に3回は参加できるように計画し、様々な啓発・地域連携・集いの場の後方支援に努める。
- ・地域行事や関係機関との会議に参加し、地域のニーズや支援者の発掘、地域支援者との情報交換に努める。また民生委員等からの相談の中で安否確認や見守り訪問を継続し、必要なサービスに繋ぐ。
- ・高齢化率、単身高齢者数の多い復興住宅及び周辺地域への見守りの支援のため、定期的に連絡会を開催し、地域の見守り支援活動の後方支援・相談支援を行う。
- ・コロナ禍で集いの場が休止している地域では新たな集いの場の発足に向けて後方支援、助成制度の情報提供を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・支援者や地域住民への認知症啓発(認知症サポーター養成講座・勉強会・認知症高齢者声かけ訓練)を計画・実施し、地域住民の疾患理解を深める。また、実施する中で参加している地域住民やその地域で働く方々が認知症高齢者の住みよい街づくりについて考える機会を作る。
- ・介護者に対し、介護リフレッシュ教室、高齢者安心登録制度、神戸モデル(認知機能検診)、KOBEMみまもりヘルパーなどの情報提供を行う。
- ・地域住民や介護支援専門員などから認知症に関する相談対応を行い、必要に応じて医療機関や認知症初期集中支援チームと連携し、初期の段階での認知症対応を行う。
- ・警察からの認知症に関する高齢者の情報提供を元に、本人や家族の状況を把握し介護リフレッシュ教室や高齢者安心登録、神戸モデル(認知機能検診)、KOBEMみまもりヘルパー等の情報提供・サービスの提案を図る。
- ・認知症予防・啓発は、神戸市認知症地域支え合い推進事業である専門職派遣・講義などを地域に提案し、啓発方法に行政の施策も活用していく。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・支え合い推進員を中心に、各センター職員も小地域連絡会や給食会へ参加し、良好な関係づくりに継続して取り組んでいく。
- ・土日開催している集いの場へは計画的に参加し、センター周知や介護予防・認知症の啓発、消費者被害対策、高齢者虐待防止、成年後見制度理解のための情報提供を意識的に行う。
- ・各民児協民生委員と相談しやすい関係を作り、高齢者見守り活動の連携、情報交換が円滑に行えるように、信頼できるセンターであるよう努める。
- ・A地区は、心疾患の方の相談が多い為、栄養(減塩)・運動の啓発促進やまちの保健室周知促進

を積極的に行い、予防や医療相談の機会に繋げることができるようアプローチしていく。

- ・集いの場が再開している地区が多く啓発回数が昨年に比べて増加している。しかし、相談件数が多い B 地区は集いの場再開の目途が立っていない。また昨年度、一斉改選され会長など多くの民生委員の引継ぎ・交代が行われた。新たな民生委員からも相談してもらえるよう相談しやすい関係を作り、信頼できるセンターであるよう努める。それに加えて、地区内の多種会（婦人会等）のリサーチを行い、新規啓発の場の開拓ができることを目指す。
- ・センターの役割、介護予防、認知症ケア、高齢者虐待防止、成年後見制度の理解、消費者被害対策などの啓発活動を行い、地域と一丸となって地域住民の支援が行えるように連携を図る。

10. 医療機関との連携について

- ・病院の地域医療連携室等と連携し、入退院に関する調整を密に行い、切れ目ない介護・医療の支援を行っていく。
- ・在宅介護・医療連携支援センターと協力し、在宅で医療の必要な高齢者へアプローチを行っていくよう連携を図る。
- ・ターミナル期、認知症、精神疾患を持つ方の相談が増加傾向にあるため、速やかに対応できるように医療機関との連携を強化する。

11. その他関係機関との連携について

- ・「集いの場を支援する団体」と連携を図り、地域の高齢者の居場所を確保していくために情報提供や情報収集・後方支援を行う。
- ・圏域内外にもアプローチを行い、地域の高齢者と関われる機会を作る。若い世代にも参加してもらえることで高齢者に対して関心を持つこととなり、新たな担い手づくり・地域の見守り人口を増やす。
- ・圏域内にある社会資源を回り、現状の把握をするとともに地域住民に情報を提供できる体制を整える。
- ・警察、消防、医療施設のほか、市営住宅やマンション管理会社、大家等と連携を図り、認知症や徘徊保護者、支援が必要な方の情報共有を行い、必要な時期に安否確認や見守り対応を行い、必要な資源につなげていく。
- ・地域で見守りがしにくい閉じこもりの方、支援拒否のある方なども含めて金融機関からの相談が多いため、金融機関と年に2～3回は対面で情報共有を行い、認知症、詐欺被害の早期発見・対応に努めていく。
- ・新聞配達や宅配弁当、銀行等協力事業者からの通報に対応し、利用者の安否確認が速やかに行えるように対応する。
- ・保健福祉課、生活支援課、地域協働課、区社会福祉協議会と連携を図り、地域高齢者の介護予防、権利擁護、認知症対応等の支援を行えるよう情報共有を行いながら協働する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

相談者が居宅介護支援事業所やサービス事業所、サービス内容を自身で選択できるよう、インフォーマルのサービスも含めてホームページ等を活用し複数の情報の提供に努める。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：21

あんしんすこやかセンター名：協の浜あんしんすこやかセンター

運営管理者名：前田 眞由美

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

訪問等で外出する場合は、センター職員内で調整又は携帯電話の活用によりスムーズに地域の皆様からの相談に対応します。休業日（日曜日・祝日・年末年始）及び営業時間外（17:45～翌日9:00）の相談においても、日直・当直職員より担当者へ連絡できる体制を24時間整えています。

2. 職員の配置について

看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・地域支え合い推進員・プランナーの配置に加え、LSAを配置しています。お互い緊密に連絡を取り合って連携を強化し業務を遂行します。

3. 総合相談支援業務について

本人・家族・近隣住民、地域ネットワークを通じ地域の相談窓口となり、様々な相談・連絡を受けます。支援を必要とする高齢者の状況把握に努め、地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活して行く事ができるように、適切なサービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

4. 権利擁護業務について

高齢者等が地域生活を営むうえで困難等を抱えた場合、地域住民・民生委員・介護支援専門員・行政等と協力体制を整え、権利擁護の視点に基づき関与します。地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等に必要なサービスや機関につなぎ、地域で尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう支援します。又高齢者が消費者被害に合わないよう各専門職と連携を取りながら継続性を持って啓発活動を行っていきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

フォーマル・インフォーマルの様々な社会資源が活用できるように医療機関・地域のサービス事業諸・地域の関係機関等と連携し、協力体制をさらに構築すると共に必要に応じて地域ケア会議に繋げ困難事例の検討、地域課題の抽出、共有に取り組んで行き、新たな社会資源の発掘に努めます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

フォーマル・インフォーマルの様々な社会資源が活用できるように医療機関・地域の関係機関等と連携し、協力体制をさらに構築すると共に必要に応じて地域ケア会議に繋げ困難事例の検討、地域課題の抽出、共有に取り組んで行き、新たな社会資源の発掘に努めます。又、地域の介護支援専門員に対して日常業務の円滑な実施及びケアマネジメントの質の向上を支援する為、研修会・連絡会等を通して相談・助言・支援等を行います。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域住民の方が、安心して日常生活を送ることが出来るよう地域のニーズや社会資源を把握し必要に応じて区社会福祉協議会との協議を行います。また、地域にある社会資源を地域住民の方や圏域にかかわりのある事業所（ケアマネジャー・薬局・病院等）に対しても情報提供を行い、地域に貢献できるグループの育成も目指していきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター研修は昨年度は圏域内にある有料老人ホームでの開催を検討したが新型コロナウイルスの兼ね合いで開催出来なかった。今年度は有料老人ホームでの開催が困難な場合は若い世代を含めた地域住民への啓発として開催する。地域で柔軟な対応が行えるよう声掛け訓練を圏域で開催し認知症の啓発に取り組みます。

神戸市の安心登録制度や神戸モデルの広報も行います。圏域内で地域行事等で認知症の広報を行います。コロナ禍の中開催については不確定ですが圏域小学校を定期的に訪問しキッズサポーター研修も開催出来るよう区・圏域小学校・圏域児童館と調整していきます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生児童委員協議会の定期的会議への参加、友愛訪問グループ・ボランティアグループとの支援者連絡会で認知症や防災・高齢者虐待・消費者被害等についての情報提供を行い地域との連携を深めて行きます。地域のふれあいのまちづくり協議会・各自治会・区社会福祉協議会等が行う地域行事へ参加し協力します。

10. 医療機関との連携について

主治医や地域や医療機関と連携を図り、地域包括支援システムを構築すると共に関係者が容易に情報交換や共有ができるような環境作りに努めます。また定期的に圏域内の病院・薬局等を訪問することで顔の見える関係づくりを行います。医師・医療ソーシャルワーカー・歯科医師・薬剤師とのさらなる連携強化に努め困難事例に関しては必要に応じて地域ケア会議を開催していきます。

11. その他関係機関との連携について

地域のふれあいのまちづくり協議会・自治会・民生委員・老人会ボランティア団体や認知症サポーター店等との連携を図り、地域の高齢者が安心して暮らせる見守り体制の強化を目指します。又保健福祉課・区社会福祉協議会との情報交換や連携に努め、地域でのネットワークを強化します。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ①センター事業の人員・設備及び運営に関する基準を守ります。
- ②利用者・事業者への適切な情報を提供します。
- ③適切な情報提供に基づく利用者の意志決定を尊重します。
- ④適切な介護予防ケアマネジメントを確保します。
- ⑤公平公正な介護予防ケアマネジメントを提供・支援します。
- ⑥総合事業についての理解に努めます。
- ⑦個人情報の保護に努めます。

上記をふまえ、高齢者に提供されるサービスが特定の種類 又は特定のサービス事業者に偏ることのないよう、公正かつ中立性を確保します。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：22

あんしんすこやかセンター名：三宮あんしんすこやかセンター

運営管理者名：秋田 知宏

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

年末年始を除き、祝日を含む月曜日から金曜日の9:00～17:00、土曜日9:00～12:00の窓口開設時間は4職種のうち一人は窓口で対応できるようシフトを組みます。夜間・土曜日午後、日曜日の窓口開設時間外は、4職種が持ち回りで携帯電話への転送対応を行います。また、その場合職員が所持している携帯電話を活用し、担当者に連絡を取ることで、スムーズに相談に応じ、緊急事態に対応します。

2. 職員の配置について

資格・職歴など運営要綱の条件を満たし地域包括支援センター業務に適した保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を各1名配置します。職員間の情報共有を密にし、相談内容やケース記録を共有することで、主担当者が不在の場合でも他の職員が迅速に対応できる環境を整えます。

経験の浅い職員が多いため、OJTや各種研修会の参加などを通じ、職員の資質向上のための取り組みを積極的に行います。チームアプローチを重視し、職員が継続して勤務できる環境を整えます。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた環境で安心してその人らしい生活を継続できるよう、介護保険だけでなく、福祉・医療その他の制度や地域の社会資源を把握して整備し、総合相談窓口としての機能を果たします。4職種はそれぞれの専門性をもった業務を遂行しますが、各々が連携しながら、相談者が持つ様々なニーズに応じていきます。

神戸市が作成する資料をはじめ、他機関からの資料を活用し、地域住民に対して様々な機会に、効率的にセンターの広報・啓発活動を行います。また、金融機関・飲食店、認知症サポーター店などの事業所に配付し、相談窓口として他機関のつながりを増やせるよう取り組んでいきます。

4. 権利擁護業務について

地域の高齢者が、尊厳ある生活を維持し、安心して暮らしていくことができるように、地域の方々と介護サービス事業所等と連携し、虐待、消費者被害、認知症による生活困難などの事例を早期に発見するように努めます（介護サービス事業者等には早期発見、早期の相談通報を啓発します）。また、神戸市や適切な機関に相談し、連携をとりながら成年後見制度、権利擁護事業の利用や緊急の施設利用などを支援します。

地域行事等での消費者被害に対する注意喚起や情報提供の実施、センターが虐待の相談窓口で

あることの広報啓発にも努めます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域のケアマネジャーからの日常的な相談に応じると共に、ケアマネジャーが利用者を支援していく時に必要な後方支援を行います。状況に応じて個別ケースの地域ケア会議を開催し、地域で利用者を支えていけるようネットワーク形成を図ります。

圏域内のケアマネジャーとの交流会を企画し連携を強化するとともに、中央区の他センターと共同で、ケアマネジャーの連絡会・勉強会を開催し、圏域内のケアマネジャーが新しい情報や知識を得られるよう支援します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

介護予防の理念に沿って、地域の高齢者がその人らしく生活できるように自立を支援していきます。このため、事業対象者・要支援者に対しては明確な目標を持った意欲を引き出すケアマネジメントを行い、ご本人の能力の維持・向上に努めます。介護予防支援従事者の専任職員を配置し、4職種の管理プラン数が基準を超過しないことを遵守します。制度の利用がスムーズに行えるようにサービス事業所、圏域の介護支援専門員との連携を密にするとともに、センター内で定期的に勉強会を開催するなどし、職員の知識を深めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるような地域づくりを行えるよう、地域住民や区社会福祉協議会に配置される生活支援コーディネーターと協働して地域支え合い活動の推進、コミュニティ作りの支援に努めます。

また、居場所の数が増えることで、地域の高齢者が介護予防の機会を、自身が望むように選択できるよう取り組みます。

8. 認知症に関する取り組みについて

神戸モデルを活用、広報しながら「認知症の人にやさしいまちづくり」に地域住民と一緒に取り組みます。

認知症サポーター店が増えるよう、商店や企業に認知症サポーター養成講座の受講を働きかけます。

介護リフレッシュ教室を6回／年開催し、認知症の方を介護する家族がリフレッシュできる機会を定期的に作ります。内容については参加者と意見交換して決定し、自主活動に向けて支援するよう取り組みます。昨年度から実施している「男性介護者の会」を継続して取り組み、男性介護者ならではの日頃の悩み等を共有、リフレッシュできる機会を設けたいと思います。また、家族介護者と、地域の集いの場等の自主グループとのマッチングも継続して行い、家族介護者が社会参加できる機会を提供します。

認知症初期集中支援チームと連携し、認知症についての相談対応を早期段階から行います。高齢者安心登録事業についても積極的に広報します。

他、金融機関はじめ他機関とも連携し、認知症の方や介護する家族が安心して生活できるまちづくりと一緒に考えられるよう取り組みます。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員児童委員をはじめとする地域の方と信頼関係を築きつつあり、気軽に相談して頂ける窓口であることの周知を継続します。相談には、状況に応じて複数の職員で迅速に応じ、実態把握及びサービス利用手続きの支援を行い、必要な範囲のフィードバックを行って、地域とともに支援することができるよう努めます。

10. 医療機関との連携について

圏域内の医療機関へセンターの広報誌を配付するなどし、センター周知を行い、チームアプローチで地域の高齢者を支援できる体制作りに努めます。中央区医師会、中央区医療介護サポートセンターとも連携、協力し、関係作りに努めます。

11. その他関係機関との連携について

地域の保健・公衆衛生・社会福祉などの専門機関、ボランティア団体や自治団体などと協力し、地域の福祉の向上に努めます。

警察署とも連携し、消費者被害防止の啓発等に努めます。

集合住宅の管理会社等と連携し、集合住宅における高齢者見守りや高齢者の相談がスムーズに行えるよう取組みます。

他、若い世代と高齢者支援の取組みを考えたく、圏域の学校とも連携を図れるようアプローチをしていきます。

区内の各センターと協力し、情報交換・情報の共有化により、お互いの資質を向上させ、適宜共同の研修会・連絡会・ネットワーク会議など開催します。

各センターと協力し、認知症の啓発活動や子ども世代への働きかけを行います。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

地域の高齢者に提供されるサービスが、特定の種類または特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないように、日頃から情報収集を行い、公正な情報提供に基づいて利用者の意思決定を尊重した支援を行います。運営要綱・実施要領に定めた公正中立の事項を遵守します。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：23

あんしんすこやかセンター名：元町山手あんしんすこやかセンター

運営管理者名：小畑 昌也

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・相談窓口の営業時間は9時～18時とし、日曜日及び年末年始（12月31日～1月3日）は原則休みとします。また、営業時間外の夜間、休日など24時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者などが連絡を受け、必要に応じセンター職員が電話対応を行う体制を整えています。
- ・相談対応後は早急に記録を整備し、職員間で回覧を行い情報の共有を図ります。記録は適切に管理し、担当者が不在でも支援が継続出来るように努めています。

2. 職員の配置について

- ・運営管理者1名、主任ケアマネジャー1名、社会福祉士2名（加配1名）、保健師2名（加配1名）、地域支え合い推進員1名、プランナー2名（1名非常勤）、LSA1名（非常勤）を配置し、専門性を活かしながら業務を遂行し、また、各職員が横断的に協力しあうチームアプローチの体制を保っていきます。
- ・介護予防ケアマネジメントについては、4職種6名とプランナー2名、運営管理者1名により対応していきます。

3. 総合相談支援業務について

- ・ワンストップ機関という役割を意識し、相談受付に対しては相談者の訴え思いを傾聴し、共感する事で、その相談者が納得されるような対応を心掛けていきます。
- ・様々な相談に対して専門的なチームアプローチを実施し、相談後は直ちに記録の整備、回覧を行い、職員間で情報の共有を図っていきます。
- ・圏域内の様々な社会資源に対して広報活動を行い、センターの役割が周知される事によって、地域で問題を抱える高齢者の早期発見、早期介入を目指していきます。
- ・感染症の動向に注視しながら可能な限り地域行事などへ参加し、センターの広報活動を行っていく事で、地域との連携を深めます。また、センターが総合相談窓口である事を周知し、相談しやすい環境作りに努めます。
- ・県営大倉山住宅に月曜日～金曜日（12月31日～1月3日及び祝日を除く）の、9：00～17：00の間、LSA1名を派遣し、シルバーハイツに住む高齢者の相談に対応するとともに、見守り活動を行います。
- ・地域に周知された公民館を使用し、センターが関わっている介護予防普及啓発事業を、地域支援者や介護サービス事業者と協力協働の上で、企画実施していきます。また、この事業を地域住民や介護保険サービス事業者、ボランティア団体などが主体となり運営されるように、見学会を開催するなどの後方支援を行います。

4. 権利擁護業務について

- ・感染症の動向に注視しながら地域行事や介護予防普及啓発事業などの場で、権利擁護（成年後見制度、消費者被害予防、高齢者虐待の防止）について、地域住民に対し啓発活動を行います。
- ・消費者被害防止の為、消費者被害に関する情報提供を行い、地域住民が被害に巻き込まれないよう啓発活動に取り組みます。また、消費者被害に関する相談があれば、関係機関と連携し、被害を最小限にとどめる為の支援を行なうとともに、区保健福祉課及び消費者センターへ遅滞なく報告します。
- ・民生委員や友愛訪問グループ、婦人会、自治会、介護サービス事業者など、地域の多様なネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、高齢者虐待などの事例を発見した場合には、情報収集と事実確認を早急に行い、区保健福祉課に報告するとともに、社会福祉士を中心とした4職種でチームアプローチを行い、介護サービス事業者などの関連機関と連携し、適切な対応を行っていきます。
- ・日常生活自立支援事業や、成年後見制度に対する職員の理解を深め、金銭管理が難しくなった認知症の方や、独居高齢者などの必要な方に対して、速やかに関係機関と連携し、適切な時期に制度へ繋げていきます。
- ・事業所内で行う高齢者虐待防止研修に加え、虐待防止を含めた権利擁護に関する外部研修にも積極的に参加する事によって、職員の対応力向上を目指します。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・圏域内のケアマネジャーが抱える困難対応ケースへの助言、指導などの支援を行い、その内容をセンターで共有していきます。
- ・介護サービス事業所従事者（主にケアマネジャー）を対象に、連絡会、事例検討会などの研修会を開催し、連携体制を構築していきます。
- ・認知症や精神疾患を持つ高齢者への個別的な対応の中で、予防的支援体制やネットワーク構築により問題が早期に解決出来るよう、関係機関と検討する地域ケア会議を開催します。
- ・独居高齢者の多い地区において、認知症高齢者SOS声掛け訓練や認知症キッズサポーター養成講座を実施し、地域住民への認知症に対する理解を深めていきます。
- ・圏域ケアマネジャーと地域支援者（民生委員、友愛訪問ボランティア）の交流、意見交換会を企画実施していきます。
- ・高層マンションが集中する地区における、見守り活動の確立化について、アプローチする集合住宅を絞り込み、管理組合や管理人などと顔の見える関係を作ります。また、潜在化している問題を地域支援者と共有しながら、地域の課題として取り組んでいきます。
上記の取組みを、それぞれの地区で提案し実施していく予定です。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・自宅で可能な限り自立した生活が送れるように、常にご本人の意向を確認しながら、各種サービスや地域で開催している様々なつどいの場などに繋ぎ、健康維持に努めていきます。
- ・要支援者に対しては、4職種6名及びプランナー2名、運営管理者1名で対応します。介護予防サービスの内容や意義を説明し、その対象者が自主的に介護予防に努めていくよう支援していきます。また、個別のニーズを踏まえ、公正中立な立場で、その方の望む生活が実現出来るよう、自立支援を基本としたケアプランを作成します。要支援者自らが行うセルフケアについても、可能な限りケアプランに反映して、意欲的に取り組めるように促進していきます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・感染症の動向に注視ながら地域行事へ積極的に参加し、地域住民や地域支援者との信頼関係を構築するとともに、地域の状況やニーズについて情報収集し、顔の見える関係作りを行っていきます。
- ・小地域支え合い連絡会を開催し、支援を必要とする高齢者の早期発見、早期対応に努め、高齢者が心身の状態を維持出来るよう適切な支援を行ないます。また、民生委員などが見守り活動を行なう中で生じる、困り事の相談にも対応していきます。
- ・地域支援者と協力し、高齢者のつどえる場所作りを進めていきます。また、現在稼働している自主グループの活動が継続出来るよう、側面的な支援を行ないます。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の施行にあたり、「神戸モデル」の説明を地域行事やセンター主催の活動などの中で継続的に行っていきます。
- ・感染症の動向に注視しながら認知症キッズサポーター養成講座を開催し、子供たちにも認知症に対する理解とその対応力の向上を促す事によって、認知症の人が安心して暮らせる街作りを目指します。
- ・困難事例が発生した時は、専門医やオレンジチーム（認知症初期集中支援）などと連携を図り、課題の解決に努めていきます。
- ・介護リフレッシュ教室が必要な方へ広報し、認知症高齢者の家族が日頃の悩みや辛さを話し合うことで、家族の孤立を防ぎます。また、「認知症の人と家族の会」兵庫支部の世話人や、現在他の地域で活動している認知症カフェ主催者にも参加いただき、ともに交流を図る事で認知症に関する情報交換を行います。
- ・介護リフレッシュ教室に参加する認知症高齢者の家族などが、自主グループを立上げていく為の後方支援を行い、つどいの輪を広げていきます。
- ・介護リフレッシュ教室の参加者と、民生委員やケアマネジャーが交流する機会を作り、フォーマルサービスやインフォーマルサービスが連動する事によって、高齢者を見守り支え合う関係性を深めていきます。
- ・認知症サポーター店や、見守りに協力いただける店舗などへ定期訪問し、情報提供を行うことでセンターとの関係性を深めながら、認知症高齢者を見守るネットワークの一躍を、担っていただけるよう働き掛けます。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・民生委員など、地域から高齢者に関する相談があれば迅速に対応し、各関係機関に繋ぐとともに地域から信頼されるセンターとなるように努めます。
- ・地域行事やふれあいのまちづくり協議会の役員会などに出席し、民生委員やその他の役員などと日頃から情報交換が出来るように、関係性を深めていきます。
- ・地域の実情に照らし合わせ、必要時には個別ケース（架空事例も含み）による地域ケア会議を実施してきます。

10. 医療機関との連携について

- ・介護予防支援業務を行なうにあたって、担当するご利用者のケアプランの見直しや、病状に変化が生じた場合には、速やかに主治医へ報告、相談するとともに、必要に応じて関連機関に連

絡し、ご利用者が安全かつ効果的に介護予防サービスを利用出来るように努めます。

- ・地域医療連携室や医療介護サポートセンターと連携しながら、入院や在宅復帰に向けた支援を迅速に行ないます。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・感染症の動向に注視しながら、ふれあいネット事業である大倉山支援者連絡会を定期的を開催します。区保健福祉課、区社会福祉協議会、消防署、警察署、民生委員などとともに、地域の状況やニーズについて情報交換を行い、それを地域に還元していきます。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・地域住民の権利擁護の為に、センターの運営要綱、実施要項に定められた公正、中立の立場を遵守した事業運営に努めます。
- ・地域の社会資源に関する情報収集を行い、それを見やすくファイリングし、市民やケアマネジャーなどを対象者として提供する事で、自己決定に向けた支援を行います。
- ・要介護者に対する居宅介護支援事業所の選定にあたっては、一覧表を提示し、対象者またはその家族自らが、事業者を選定出来るように支援します。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：24

あんしんすこやかセンター名：ハーバーランドあんしんすこやかセンター

運営管理者名：小路 邦博

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

・センターは、日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）以外、9時から17時30分まで運営し、センター休館日、時間外においても電話での窓口を設け、緊急時の相談においても支障をきたさないよう対応する。来所相談者には相談室を用意し、情報が他に漏れないよう配慮する。また、相談者の希望に応じ、訪問対応についても調整対応する。また、地域活動へ積極的に参加し、そこで得られた地域からの高齢者に対する相談についても対応する。

・災害時においては、運営管理者を中心として出来る限りセンターへ出務し、情報集約及び発信の拠点となる。

・職員の感染対策の徹底に加え、相談来所者においても、検温、手指消毒などを要請し、感染防止に努める。センター内で感染者が発生した場合には、神戸市のガイドラインに沿って、対策を講じ、感染が他へ広がらないよう徹底する。

2. 職員の配置について

・定められた配置基準に従い、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士、地域支え合い推進員を各1名常勤配置し、地域支え合い推進員が認知症地域支援推進員を兼務する。初期相談対応については、状況に応じセンター所属のプランナーも対応できるようにし、相談内容を適切にセンター職員へ引き継ぐことが出来る体制をとる。

3. 総合相談支援業務について

・対象者が気兼ねなく相談できるよう、電話、来所、訪問が対象者の意向に沿って選択できるようにする。また、個人情報の取扱いに注意し、適切な管理を徹底する。

・相談内容に応じて適切に対応できるよう、特段の事由がない限り、センター内にあんしんすこやかセンター職員を常駐させ、相談内容を整理した上で、適切な支援機関につないだり、各専門職が直接的な支援を行う。

・行政及び地域住民から情報提供があった場合は、必要に応じて迅速に実態把握を行い、必要な機関と協力しながら支援体制を構築する。

・電話相談者の実態把握を行う際には、相談者の来所もしくはセンター職員の訪問について意向を確認し、希望に応じた対応を柔軟に行い、相談しやすい環境に配慮した相談支援を行う。また、直接窓口で相談があった際にも、適切に対応できるように常に専門職での情報共有のためのデータ管理および、情報伝達を即時行う。

4. 権利擁護業務について

・高齢者虐待については、区保健福祉課へ報告後、社会福祉士が中心となり対応する。また、情報共有を徹底し、センター全体で対策を講じる体制をとる。

地域に対して、高齢者虐待についての啓発を継続して行い、虐待の早期対応が可能となるよう、協力を要請する。

・消費者被害について、警察の生活安全課と連携し地域で起きた詐欺被害や悪質な訪問販売などの情報を集約し、実際の事例について地域の集い場などで住民に伝え、自衛で対策を講じていただくよう啓発する。また、警察と地域の集い場をつなぐ活動も継続する。

・金銭トラブル対策としては、成年後見制度や安心サポートセンターなどを、必要な高齢者支援のツールの一つと考えていただけるよう理解を深める。また、地域活動の場などでも啓発を行い、理解を深める。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・圏域内居宅介護支援事業所の介護支援専門員からの相談に対して丁寧に対応する。支援困難ケースについては必要に応じて同行訪問等や検討会を行い、介護支援専門員の負担が軽減できるよう支援する。

・圏域内居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象としたケアマネジャー連絡会を開催し、日頃から連携できる介護支援専門員同士のネットワーク体制の構築を図る。また圏域内介護支援専門員の意見や実情を踏まえた研修会を開催し、日頃の悩みの共有、実践力の向上を支援する。

・圏域内居宅介護支援事業所へセンターが把握する最新の社会資源の情報提供を行う。また圏域内居宅介護支援専門員が把握する社会資源の情報収集を行う。お互いに把握する社会資源情報を共有し、地域で不足する社会資源、活用できていない社会資源を明確にする。介護支援専門員より、積極的に社会資源の活用、不足する資源情報の発信ができるよう働きかけを行い、よりよい地域作りのため連携・協働する体制作りを行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

・平成 30 年度より圏域内の各給食会で実施している基本チェックリストが、令和 2、3 年度は給食会自体がコロナ感染防止で中止となっていた為、実施できなかった。令和 4 年度は給食会を実施している地区と実施していない地区があった為、各地区の開催している集いの場で基本チェックリストを実施し、コロナ禍を経てどのように変化しているかの情報収集を行い、介護予防の課題を抽出した。令和 5 年度はフレイルリスクが高値である A 地区にてフレイル予防支援事業を実施し、地域住民の健康寿命の延伸を図る。また、基本チェックリストの結果、口腔が高値であった、B 地区では歯科医師によりオーラルフレイルについての講習を企画し、介護予防について理解を深めていただく。

・積極的に地域拠点型一般介護予防事業を行っている集いの場を訪問し、参加者の状態変化の把握を行い、介護予防の啓発を行う。

・総合相談支援業務より、介護予防が必要な高齢者に対して、積極的に社会資源の情報提供を行い、自立した生活が送れるように支援を行う。

・介護予防ケアマネジメントの対象高齢者について、センター職員と介護支援専門員、関係事業者の協働により、質の高いケアマネジメントの展開をする。また、積極的な地域資源の把握を行ったうえで関係事業者に紹介を行い、自立支援を促す。

・介護予防ケアマネジメント業務の訪問時や集いの場への参加等、高齢者に関わる機会を利用し、介護予防について具体的な方法をリーフレットなどの視覚媒体を用いて説明する事で介護予防

に関心を持っていただけるようにアプローチする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・当センターが管轄する3つの地区の社会資源情報を必要に応じて収集や分析を行うことで、地域住民がどのような情報を必要としているのかを検討し、地域住民に対して積極的に発信する。
- ・住民主体で実施している地域活動について、変更時には内容の更新を行い、中央区保健福祉課や区社会福祉協議会と共に情報共有を行うことにより地域住民の活動がスムーズにいくよう支援する。

- ・給食会等の地域行事や集いの場へ参加した際は、地域住民にとって必要であると思われる情報提供および啓発活動を行う。

- ・地域住民が中心となって立ち上げた集いの場が継続して開催できるように、主催者と参加者にセンター職員が積極的に関わる事で信頼関係を構築し、後方支援を行う。そして住民が必要とする集いの場の立ち上げ支援についても情報提供を行い、住民が主体となって活動できるよう後方支援を行う。

- ・見守り必要度基準(ものさし)を基にして、継続的な見守りが必要な高齢者かどうかを判断し、必要と判断した場合は、具体的な支援方法についてセンター内で検討する。その後、地域住民と密に情報共有を行いながら、見守りを必要とする高齢者の自宅を定期的に訪問し、介護保険サービスや必要と思われる制度に繋げていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・圏域内の店舗、薬局、金融機関との連携を図り、ゆるやかな見守り体制が継続していくように中央区で作成した、認知症高齢者支援冊子ケアパスの配布、「みまろうステッカー」の配布を行い、啓発を行っていく。

- ・圏域内で認知症高齢者 SOS 声掛け訓練を開催し、地域の方々が認知症高齢者の方へ声かけができるようになり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・地域住民との信頼関係を構築する為に、圏域内で開催している地域行事や集いの場へセンター職員が積極的に参加し、地域の情報収集や連携を強化していく。

- ・民生委員を初めとする支援者が、困難な出来事に対する対応について、一人で悩み抱え込まないように、小地域支え合い連絡会(ふれあいネット)を通じて情報を共有し、地域住民自身が課題に気づき、課題に対する対応方法や解決策を見出せるよう後方支援する。

- ・民生委員や地域住民からの相談に対しては、センター内で共有し、対応策を検討していく。介入が必要だと判断した事案に対してはセンターとして即座に対応できる体制を整える。

- ・今迄に訪問した調剤薬局や郵便局、そして銀行等と今後も連携することで、困りごとを抱える高齢者を把握し、必要に応じて支援に繋げていく。

10. 医療機関との連携について

- ・圏域内・近隣の医療機関との連携を図り、地域の高齢者に対して早期発見・早期対応ができるような体制づくりを行う。

- ・平成31年度に圏域内・近隣の開業医院・歯科医院・薬局を個別に訪問し、センターの役割や権利擁護・認知症等の対策について説明を行い、協力要請を行った。その結果、医療機関からの

連携依頼が増加し、センターが早期に適切な介入を行うことができるようになった。コロナ感染症も 5 類へ移行したため、今年度は協力機関へ訪問し、地域包括ケアシステム構築を目指した顔の見える関係づくりを行う。

・個別のケースについて主治医と連携を図り、高齢者に対してきめ細やかな対応ができるように関係性を深めていく。

1 1. その他関係機関との連携について

・高齢者個人に付随する、家族や親族、その他の近隣トラブルなど個人を取り巻く問題についてはその内容に応じ、生活支援課、障害者支援センター、神戸ひきこもり支援室、こども・若者ケアラー相談・支援窓口など、適切な事業体と協力し、個人の支援にあたる。

・圏域のふれあいのまちづくり協議会単位で開催される防災訓練へ、センターも参加し、高齢者体験に関するブースを設け、高齢者の心身の状態を実際に体感いただくことにより、災害時の高齢者の置かれる状況を理解いただき、高齢者支援の在り方についても学んでいただく機会を設ける。また、実際の災害時に高齢者が取り残されることなく安心して避難できるよう消防や警察、民生委員との情報共有を日々の関わりから行っていく。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・毎年、法人で主催する倫理及び法令順守に関する研修にセンター職員も参加し、倫理的に考え正しい判断が出来るように学びを深め、常に公正で中立的な視点で支援できるよう意識づけを行う。

・常に対象者が自身の選択により判断できるよう、選択できるツールとして「ハートページ」や「医療機関マップ」などの資料を提供し、偏った情報の提供にならないよう注意する。

令和5年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：25

あんしんすこやかセンター名：港島あんしんすこやかセンター

運営管理者名：奥矢登世子

令和5年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ① 毎始業時間にミーティングを行い、当日の予定や前日のケース対応等について共有し必要に応じ方向性を検討する。
- ② 受け付けた相談は迅速に相談受理簿を作成し共有する。また地域分析をおこなうため、相談内容をデータ化し、地域の現状を客観的に判断できるようにする。
- ③ 月に2回第2、第4水曜日職員全員での会議を行い個別事例の検討や、地域診断・地域課題について話し合う。
- ④ センターの広報「港島あんしんすこやかセンター便り」を毎月発行する。介護予防や権利擁護など高齢者に役立つ情報を高齢者や地域の支援者へ啓発する。また、地域住民による見守り活動に活用してもらおう。
- ⑤ 24時間体制について、営業時間以外は、電話での受付を法人と連携して対応する。

2. 職員の配置について

主任ケアマネジャー	1名
保健師	1名
社会福祉士	1名
地域支え合い推進員	1名
看護師（法人加配）	1名
介護予防支援専従職員	1名

それぞれの職員が専門知識や技能を活かしながらチームで業務をおこなう。

3. 総合相談支援業務について

- ① 相談者の個人情報や自己決定を尊重し、困りごとに見合ったサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介や専門職として適切な提案やフォローを行っていく。また緊急性の判断も行い、適切に進めて行く。
- ② 多様な相談に、適切・迅速な対応ができるよう、センター内チームアプローチをおこなう、課題解決の援助をおこなう。
- ③ 高齢者本人の相談にとどまらず、その家族の状況を聞き取り、課題を明確にし、必要な機関と連携した支援をおこなう。

4. 権利擁護業務について

- ① 認知症相談が増えており、幅広い目線での見守りが必要になっている。消費者被害や成

年後見制度の啓発をおこない、高齢者の被害防止に努める必要がある。成年後見制度の普及啓発について、ケアマネジャー、介護サービス事業所、民生委員や地域ボランティア団体、薬局、認知症サポート店などの支援者に対し中央区で作成したチラシを活用し啓発をおこなう。

- ② 高齢者虐待についてセンター内研修をおこない、全職員で啓発活動を実施し、早期発見、早期対応能力を身に着け解決に当たる。

高齢者虐待防止啓発活動では、中央区で作成したチラシを活用した啓発活動をおこない、民生委員や地域の支援者に対し、養護者支援を含めた、高齢者虐待の視点について伝え、高齢者虐待の防止活動を地域と連携しておこなう。

介護リフレッシュ教室を年6回開催し、介護で疲れている家族等の相談なども積極的に受付け虐待防止を図る。

- ③ 消費者被害防止については、水上警察と連携し、地域住民に注意喚起を行っていく。圏域のケアマネジャーとも連携し、最新の情報を共有して被害防止の周知を行い、未然に防げるように説明を行っていく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ① 複合的な問題を抱えた高齢者に対しては、家族を含めた支援が必要になるため、ケアマネジャーの支援に力を入れる必要がある。圏域内ケアマネジャー全員と顔の見える関係ができていることから多様な相談があるため、内容に応じ必要な機関につなぎ連携した支援をおこなう。
- ② 圏域ケアマネジャー連絡会（研修会）を開催し、医療機関や関係機関とのネットワーク作りの基礎知識を学び、より良い関係を構築できるようにサポートを行う。
また、圏域内主任ケアマネジャーと一緒に勉強会の企画を行い、情報交換や自己研鑽出来る機会を作る。
- ③ 圏域ケアマネジャーに対し、毎月センター便りや社会資源、市からの情報、消費者被の情報などを発信し、ケアマネジャー業務の後方支援をおこなう。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ① 介護予防ケアマネジメントを適切に行えるように職員全員がマニュアルを遵守する。
- ② 委託先のケアマネジャーが、本人の自立支援に向けた取り組みを行えるようにサポートをおこなう。また、地域の社会資源の情報を提供しインフォーマルサービスも含む支援計画が行えるようサポートする。
- ③ 介護予防普及啓発事業での関わりを通して、潜在化している介護予防が必要なケースを把握し、必要な助言・相談を行っていく。
- ④ 顕在化した介護予防が必要なケースには、継続した関わりが切れ目なくもてるよう、地域のインフォーマルサービスを含む活動に繋がるよう支援し、フレイル改善へ働きかけていく。
- ⑤ 介護予防の取り組みが必要な方を積極的に把握し、その方に応じたインフォーマルサービスを含む情報を提供し心身の維持向上を支援する。
- ⑥ 介護予防ケアマネジメントを通じて起こりうる問題から、地域全体の課題を把握し、地域の社会資源や地域づくりの課題を検討し、センターとして取り組んでいけるようにする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ① 見守りが必要な高齢者の情報を関係者間で共有し、民生委員や地域住民と連携した見守りのネットワークを構築する。
- ② 高齢者の見守りやボランティア活動は、マンションによって差がある。現状を把握しマンション単位を超えた地域全体の課題ととらえられるよう地域ケア会議を開催し検討していく。個別の地域ケア会議をひとつひとつみあげていくことをめざす。
- ③ 地域で開催されているふれあい喫茶や自主グループ活動を把握することができた。ただ、その活動が不活発な地域もあるため、今後定期開催が住民の手で引き続き行えるように後方支援する。活動内容の充実、文化・体操・医療などの学びの機会ももつことができるよう支援の工夫をおこなう。
- ④ 地域支え合い推進員として、潜在化した見守りが必要な高齢者を発見できるよう民生委員や地域住民と連携し、必要に応じて暫定的な訪問活動をおこなっていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 年々増加している認知症相談について、センター内で情報を共有し職員二人体制で対応をおこなう。新たな相談があった場合は、都度朝のミーティングで共有し担当と支援の方向性、ゴールを決定する。担当者は月2回あるセンター会議で進捗状況を報告共有する。
- ② 認知症高齢者声かけ訓練を毎年開催し、認知症の方の抱える課題を理解しその対応を知って貰う。また、日頃から地域住民同士の関係性の大切さを知ってもらい、地域の互助の関係構築を支援する。
- ③ 認知症の方やその家族が、認知症についての不安が少しでも軽減できるよう安心して暮らせる地域づくりを目指す。
- ④ 地域やケアマネジャーから寄せられる認知症相談に対して、必要に応じ個別の地域ケア会議を開催し、課題の共有や見守りのネットワーク構築を目指す。
- ⑤ 認知症の早期診断、早期治療ができるよう認知症診断助成制度の活用を推進する。オレンジチームや医療介護サポートセンターと連携し、認知症による課題を可能な限り早期解決できるように活動をおこなう。
- ⑦ 認知症サポート店との連携にとどまらず、中央区みまもろうステッカーを活用し認知症高齢者の見守りのネットワークを広げる。

9. 民生委員等地域との連携について

- ① 小地域連絡会を毎月開催し、民生委員にフレイル予防や高齢者虐待などの啓発活動をおこなう。また、地域で起こる課題を共有し連携を深める。
- ② 新たにつくられる集いの場が、継続的に実施できるよう支援する。
- ③ それぞれのマンションで行われている見守り活動が円滑に行われるよう、地域住民からの相談や要望に応じた勉強会開催の支援をおこない、地域の高齢者が必要に応じ専門的相談が受けられる連携体制をつくる。
- ④ 地域ケア会議を開催し、地域の課題を共有し多職種で課題解決に向けたネットワーク構築を目指す。

1 0. 医療機関との連携について

- ① 当センターでの初回相談時の疾病で最も多いのは認知症だが、次いで悪性腫瘍となっている。介護保険を利用し在宅療養する相談は年々増えており、医療機関との連携は不可欠になっている。圏域内には総合病院が多数あり、それぞれの地域連携室との関係が構築されつつある。地域住民が安心して在宅療養生活が送れるよう、地域の中核機関となれるよう医療、介護と連携した支援体制を構築することを目指している。
- ② 医療介護サポートセンターと連携し、医師から疾患別による療養生活について勉強会を毎年開催し、圏域内居宅事業所や介護事業所と学びや話し合いの場を設ける。
- ③ 圏域内開業医からの紹介での相談が徐々に増えている。圏域内の全ての開業医と顔の見える関係をつくり、地域の高齢者が認知症や介護の問題で孤立することが防げるよう今後も更に連携に努める。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染防止のため集いの場など高齢者の外出の機会が減っており、これまでに以上に介護等で困った高齢者やその家族が孤立する可能性が高くなっている。薬局や歯科医、接骨院へセンターの啓発をおこない、住民が困ったことを相談できる場所を増やす。

1 1. その他関係機関との連携について

- ① 中央区保健福祉課と連携を密にし、報告・連絡・相談を随時おこない、地域の高齢者を適切に支援することを目指す。
- ② 地域の高齢者の支援について、水上警察から情報が寄せられることが多くなっている。認知症による課題や、消費者被害など様々な高齢者を取り巻く状況を把握し、課題解決や再発防止できるよう連携する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ① 常に公正中立な運営を行い、4職種が常に情報を共有し、共通の認識を持って、専門的見地を活かし、問題解決にあたるようにする。
- ② 地域包括支援センター事業とその他の事業の会計を峻別する。